

**「大阪文化芸術創出プログラム 2022」「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び
「大阪文化資源魅力向上事業 2023」の経済波及効果測定調査業務 仕様書**

1 目的

大阪文化芸術事業実行委員会（以下「実行委員会」という）では、2022 年度は、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復を図る「公演機会創出事業」と「大阪文化芸術フェス」をあわせた「大阪文化芸術創出プログラム 2022」を、2023 年度は「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」に取り組んでおり、これらの経済波及効果を調査・分析・推計することにより、各年度の事業の評価と、今後より一層大きな経済波及効果の創出に資するものとします。

※ 大阪文化芸術創出プログラム 2022

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動の回復を図るため、大阪にゆかりのあるアーティスト・演芸人などの文化芸術家や劇団・楽団等に公演・活動の場を創出するとともに、府民に文化芸術に触れる機会を提供し、大阪の文化芸術活動の盛り上げを図るプログラムを実施

※ 大阪国際文化芸術プロジェクト 2023

大阪・関西万博開催時における国内外からの多くの来阪者に、大阪の文化芸術を楽しんでいただき、滞在期間の延長による地域経済の活性化を図るとともに、大阪におけるアーティストや文化芸術団体等の活躍機会の拡充につなげることを目的としたプログラムを実施

※ 大阪文化資源魅力向上事業 2023

大阪・関西万博を契機として、インバウンドをはじめとする来阪者を府内各地へ誘客することを目的に、府内の市町村や地域の文化振興団体等と連携し、府内各地の日本遺産や文化財等の文化資源を舞台とした公演等を中心に、その周辺エリア一体での複合的な文化芸術プログラムを実施

【別紙1～4】

「大阪文化芸術創出プログラム 2022（公演機会創出事業）」、「大阪文化芸術創出プログラム 2022（大阪文化芸術フェス）」、「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」プログラム一覧

2 業務内容

「大阪文化芸術創出プログラム 2022（公演機会創出事業・大阪文化芸術フェス）」、「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」の経済波及効果の測定調査・分析

(1) 直接効果の推計

(2) 経済波及効果・税収の推計

※両推計とも、以下の8種類の値を報告すること。

(2022 年度)

- ① 「大阪文化芸術創出プログラム2022」のうち、公演機会創出事業のプログラム（主催・共催）分
- ② 「大阪文化芸術創出プログラム2022」のうち、大阪文化芸術フェスの一部のプログラム（主催・共催）分
- ③ 「大阪文化芸術創出プログラム2022」のうち、大阪文化芸術フェスのプログラム（主催・共催・参加）分

- ④ 「大阪文化芸術創出プログラム 2022(公演機会創出事業・大阪文化芸術フェス)」の全てのプログラム分

(2023 年度)

- ⑤ 「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」のプログラム(主催・共催)分
- ⑥ 「大阪文化資源魅力向上事業 2023」のプログラム(主催)分
- ⑦ 「大阪文化資源魅力向上事業 2023」のプログラム(主催・参加)分
- ⑧ 「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」の全てのプログラム分

3 実行委員会から提供するデータ及び提供時期

以下の(1)から(4)のデータについて、契約締結後速やかに提供します。

- (1) 「大阪文化芸術創出プログラム 2022(公演機会創出事業・大阪文化芸術フェス)」来場者 1 人あたりの消費額等のアンケート結果
- (2) 「大阪文化芸術創出プログラム 2022(公演機会創出事業・大阪文化芸術フェス)」の来場者数及び各プログラムの開催事業費
- (3) 「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」来場者 1 人あたりの消費額等のアンケート結果
- (4) 「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」及び「大阪文化資源魅力向上事業 2023」の来場者数及び各プログラムの開催事業費

4 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 経済波及効果は、大阪府産業連関表を用いて算出すること。
- (2) 経済波及効果の計算に必要な最終需要額は来場者による消費総額、及び各プログラムの開催事業費から算出すること。
- (3) 最終需要額のうち来場者による消費総額は、来場者数と 1 人あたりの消費額から求めること。
- (4) 1 人あたりの消費額は、実行委員会から提供するアンケート結果等資料から求めること。
- (5) 来場者による消費総額は、アンケートにより回答いただいた目的別/品目別での消費額を、また、各プログラムの開催事業費は、各事業の委託先会社の業種、支出項目などを参考に、それぞれ産業連関表の産業部門分類別に整理し、商業マージン、運輸マージンをそれぞれ商業部門、運輸部門に分割・整理した「生産者価格」ベースに換算すること。
- (6) 経済波及効果の試算結果をもとに、税込への影響を推計すること。なお、算出にあたっては実効税率により推計すること。

5 実施期間(予定)

自 委託契約締結日
至 令和 7 年 3 月 14 日(金)

6 提出書類等

(1) 提出書類並びに提出期日・部数

以下の①②について、令和7年3月7日(金)までに提出すること。

① 報告書(概要版及び詳細版の2種類)

媒体:A4サイズでファイルに綴った紙媒体

部数:5部

② 関連データ一式(①を含む)

媒体:電磁的記録媒体(CD、DVD、HDDなどデータ容量により媒体を選択すること)

部数:1部

(2) 提出先

大阪文化芸術事業実行委員会 事務局

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37階

大阪府府民文化部 文化・スポーツ室文化課 文化創造グループ

7 その他

本仕様書に記述のない事項や疑義の生じた事項については、実行委員会と協議の上、実施すること。